

進歩性の判断において技術分野・用途が考慮された裁判例

「気泡シート」事件

H24. 1. 16 判決 知財高裁 平成 23 年（行ケ）第 10130 号

無効審決取消請求事件：審決取消

概要

各引用文献の**技術分野ないし用途の違いを考慮**し、それぞれの引用文献に記載されている技術を組み合わせることは容易とは言えないと判断した事例。

【特許請求の範囲】

【請求項 1】（下線部分は、争点となる用語を示す）

多数の凸部が形成されたキャップフィルムと、当該キャップフィルム的一方の面に設けられたバックフィルムと、前記キャップフィルムの他方の面に設けられた一層からなるライナーフィルムと、を有する三層構造を備え、内側に多数の気泡空間が形成されてなる気泡シートであって、

キャップフィルムおよびバックフィルムの原材料がポリオレフィン系樹脂であり、

ライナーフィルムの原材料が、ポリオレフィン系樹脂を 30 重量%以下含有する水素化スチレン・ブタジエン系共重合体とポリオレフィン系樹脂とのブレンド物であり、

前記ライナーフィルムは、前記ブレンド物を溶融押し出しし、融着することにより前記キャップフィルムに直接設けられ、

前記バックフィルムの背面である、前記キャップフィルムと接しない面に、前記気泡空間の直径及び配置ピッチの円形の凹部を形成した気泡シート。

【引用発明 1】

基材としてのポリオレフィンフィルム 31 の片面に、粘着力が 0.7～25 (N/50mm) である粘着剤層 32 を有し、他面に熱可塑性樹脂からなる緩衝材シートを有する表面保護粘着シートであって、

真空成型により予め多数の凸部を形成した緩衝材シートとしてのポリオレフィンフィルム 10 を保護用のポリオレフィンフィルム 12 と熱融着させて含気泡構造を形成し、

さらにポリオレフィンフィルム 31 と、上記の含気泡構造のポリオレフィンフィルム 10 とを直接熱融着させてなる表面保護粘着シート。

【引用発明 2】

水添ジエン系ブロック共重合体 100 重量部に対して、オレフィン系重合体を 10～100 重量部配合した樹脂組成物よりなる自己粘着性エラストマーシート。

【審決の内容】

引用発明 2 の自己粘着性エラストマーシートは、引用発明 1 A の粘着剤についての「被着体に対して粘着力を有し、かつ使用後に被着体から容易に引き剥がすことができる」という課題を解決するための粘着剤として適するものであり、これは、「原材料が、ポリオレフィン系樹脂を 30 重量%以下含有する水素化スチレン・ブタジエン系共重合体とポリオレフィン系樹脂とのブレンド物」といえ、さらに、引用発明 2 の自己粘着性エラストマーシートは、溶融押し出しし、融着することで他のフィルムに直接設けられるものであることから、引用発明 1 A において、「基材としてのポリオレフィンフィルム 31 の片面に、粘着力が 0.7～25 (N/50mm) である粘着剤層 32 を有」するものに代えて、同じ機能を一層で代用できる、「一層」からなり「原材料が、ポリオレフィン系樹脂を 30 重量%以下含有する水素化スチレン・ブタジエン系共重合体とポリオレフィン系樹脂とのブレンド物」であり「前記ブレンド物を溶融押し出しし、融着することにより前記キャップフィルムに直接設けられ」たものとするのは当業者が容易に想到し得ることである。

【争点】

4層構造（ポリオレフィンフィルム 31（ライナーフィルムに相当）＋粘着剤層 32＋ポリオレフィンフィルム 10（キャップフィルムに相当）＋ポリオレフィンフィルム 12（バックフィルムに相当））を有する表面保護粘着シート（引用発明 1）に自己粘着性エラストマーシートに係る引用発明 2 を適用して 3層構造（ライナーフィルム＋キャップフィルム＋バックフィルム）とすることは容易といえるか。

【裁判所の判断】（筆者が適宜要約のうえ、下線を付与）

審決は、「プラスチックフィルム等を用いる包装材において、新たな機能を付与しようとするれば新たな機能を有する層を付加するのは当業者の技術常識

といえ、逆に、従来複数の層により達成されていた機能を例えば一層で達成できるならば、従来の複数の層に代えて新たな一層を採用し、製造の工程や手間やコストの削減を図ることも、当業者の技術常識といえる。すなわち、二層の機能を一層で担保できる材料があれば、二層のものを一層のものに代えることは当業者が当然に試みることであり、(28頁1行～8行)と当業者の技術常識を認定している。

しかし、積層体の発明は、各層の材質、積層順序、膜厚、層間状態等に発明の技術思想があり、個々の層の材質や膜厚自体が公知であることは、積層体の発明に進歩性がないことを意味するものとはいえず、個々の具体的積層体構造に基づく検討が不可欠である。

一般論としても、新たな機能を付与しようとするれば新たな機能を有する層を付加すること自体は容易想到といえるとしても、従来複数の層により達成されていた機能をより少ない数の層で達成しようとする場合、複数層がどのように積層体全体において機能を維持していたかを具体的に検討しなければ、いずれかの層を省略できるとはいえない。

従って、二層の機能を一層で担保できる材料があれば、二層のものを一層のものに代えることが直ちに容易想到であるとはいえない。目的の面からも、例えば材質の変更等の具体的比較を行わなければ、層の数の減少が製造の工程や手間やコストの削減を達成するかどうか明らかではない。

引用発明2は、粘着剥離を繰り返せる標識や表示として使用される自己粘着性エラストマーシート(いわばシール)に関する発明であって、被着体の運搬・施工時の衝撃から被着体を保護するための気泡シートに関する発明である引用発明1Aとは技術分野ないし用途が異なるものである。当業者は、発明が解決しようとする課題に関連する技術分野の技術を自らの知識とすることができる者であるから、気泡シートの分野における当業者は、引用発明1Aが「粘着剤層32」を有していることから「粘着剤」に関する技術も自らの知識とすることができ、「粘着剤」の材料の選択や設計変更などの通常の創作能力を発揮できるとしても、引用発明1Aを構成しているのは「粘着剤層32」であるから、当業者は、気泡シート内でポリオレフィンフィルム31上に形成されている粘着剤層32に関する知識を獲得できると考えるのが相当であり、両者を合わせて気泡シートの構造自体を変更すること(すなわち、「ポリオレフィンフィルム31上に形成されている粘着剤層32」という二層構造を、気泡シートの構造と粘着剤の双方を合わせ考慮して一層構造とすること)まで、当業者の通常の創作能力の発揮ということではできないというべきである。

従って、引用発明1Aにおいて、「基材としての

ポリオレフィンフィルム31の片面に、粘着力が0.7～25(N/50mm)である粘着剤層32を有」するものに代えて「一層」からなるライナーフィルムとすることは容易想到でなく、そうすると、引用発明1Aに引用発明2を適用することは容易想到であるとはいえない。

[検討]

《本件判決の意義》

判決文にもあるように、審決では、当業者の技術常識を「プラスチックフィルム等を用いる包装材において、新たな機能を付与しようとするれば新たな機能を有する層を付加するのは当業者の技術常識といえ、逆に、従来複数の層により達成されていた機能を例えば一層で達成できるならば、従来の複数の層に代えて新たな一層を採用し、製造の工程や手間やコストの削減を図ることも、当業者の技術常識といえる。すなわち、二層の機能を一層で担保できる材料があれば、二層のものを一層のものに代えることは当業者が当然に試みることであり、(28頁1行～8行)と認定している。

しかし、具体的にどのようにして二層のものを一層のものに代えるかは、当該認定とは別の話である。

審決では、当該認定のもと、表面保護粘着シートに係る引用発明1と、自己粘着性エラストマーシートに係る引用発明2とを組み合わせることは「当業者」であれば容易としたが、これは引用発明1と引用発明2の技術分野の違いを看過し、単に引用発明2の自己粘着性エラストマーシートの材質のみに着目した上で結論を導いており、論理づけに欠ける。

技術分野が異なる引用発明2を、引用発明1に適用することは「当業者」にとって容易想到であるとはいえないと判断した本判決は注目に値する。

《実務上の指針》

本判決では「当業者」を「発明が解決しようとする課題に関連する技術分野の技術を自らの知識とすることができる者」として上記結論を導いた。

この「当業者」の定義は、特許審査基準での定義(「その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者」とは文言が異なるものであるが相反するものではなく、むしろ、特許審査基準の定義で表される「当業者」を「課題と技術分野との関係性」という観点で詳細に定義したものといえる。

実務上、拒絶理由通知において、技術分野が異なる引用発明引き合いにして『「当業者」であれば組み合わせることは容易』と指摘されることがあるが、このような拒絶理由に対する反論として参考となる。

以上